

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

手形・小切手の発行終了に伴う各種規定改定のお知らせ

手形小切手の発行受付の終了に伴い、2026年4月1日付で各種規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

当行では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしくお願いいたします。

記

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 対象となる規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（パーソナルチェック）
- ・納税準備預金規定書

3. 改定の主な内容

上記「2. 対象となる規定」に記載のある手形・小切手の発行に係る内容を削除いたします。

4. 改定部分の新旧対比表

当座勘定規定書

下線部分が改定箇所

改定後	改定前
第8条（手形、小切手用紙） <u>削除</u> ⑤当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条（手形、小切手用紙） <u>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（2026年3月末をもって廃止）</u> ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>削除</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

当座勘定規定書（パーソナルチェック）

改定後	改定前
<p>第8条（小切手、手形用紙） 削除</p> <p>⑤当座勘定から支払をした小切手または手形用の紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p><u>⑤小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（2026年3月末をもって廃止）</u></p> <p>⑥当座勘定から支払をした小切手または手形用の紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。削除</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>

納税準備預金規定書

改定後	改定前
<p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（4）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。削除</p>	<p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（4）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については原則として納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p>

以上